

学校薬剤師部
部員各位

(一社)姫路薬剤師会 学校薬剤師部

平素は会の運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今回の飲料水検査からウォータークーラー設置の学校においてはウォータークーラーの水の遊離残留塩素濃度の測定もお願いしていますが、検査をしたところ、濃度が基準値の0.1mg/L未滿となり、基準を満たしていない場合はどうしたらよいかというお問い合わせが多々ございましたので連絡いたします。

ウォータークーラーが遊離残留塩素濃度の基準を満たさない場合は飲料水として不適ですので飲むことは出来ません。ウォータークーラーの使用は禁止になります。原因を調査し必要な措置が必要となります。

調査したところ、ウォータークーラーへの給水方式ですが、学校により違っており、水道本管から直接給水している学校と貯水槽から給水している学校があることが分かりました。水道本管から直接給水している場合は残留塩素は基準を満たしている場合が多いですが、貯水槽から給水している学校で水の使用量が少なく貯水槽の水の回転が少ない学校は、残留塩素濃度の低い水がウォータークーラーに給水され、残留塩素濃度が基準を満たしていない場合が多いようです。

基準を満たさない場合は、再検査をしてください。ウォータークーラーは残留塩素濃度の基準を満たしてから使用となります。

まず、ウォータークーラーに使用している水が基準を満たしている水であることが必要です。

水の使用量が少なく貯水槽の水の回転が悪く塩素濃度が低くなっていると考えられる場合は、特に休み明けには放水する等の助言をしてください。

学校での水分補給は家から持参した水筒のお茶が基本となります。ウォータークーラーは、お茶が足りない場合の補助的な役割ですが、これから暑い時期になり運動会の練習等で水分補給が大切な時期です。ウォータークーラーが使用禁止になった場合はお茶を十分に水筒に入れて持参し水分不足にならないよう気を付けていただくよう学校側にお伝えください。

ウォータークーラーの遊離残留塩素濃度が
基準満たない場合



ウォータークーラーは使用禁止
再検査



再検査で遊離残留塩素濃度が0.1mg/L以上になれば
ウォータークーラー使用できます。

※飲料水検査も基準満たない場合は再検査
してください。

再検査の時期はウォータークーラーの使用再開のために
早い対応のほうがよいですが、難しい場合はプール検査
の時期でも構いません。